様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 ２０２４年　１１月　２２日    　　経済産業大臣　殿  　　　　（ふりがな）みつびしけみかるぶつりゅう  一般事業主の氏名又は名称 三菱ケミカル物流株式会社  （ふりがな）　　　　 あいかわ　かんじ  （法人の場合）代表者の氏名 相川　幹治  住所　〒105-0012　　　東京都港区芝大門1-1-30　芝NBFタワー  法人番号　　　3010401028735  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＤＸ推進宣言 | | 公表日 | ２０２４年　８月　１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 三菱ケミカル物流株式会社公式ホームページ  最新情報にて社外発表（ｐ．４～６）  (https://www.mclc.co.jp/news/pdf/20240801.pdf) | | 記載内容抜粋 | ケミカル品物流会社で、ＤＸが一番進んだリーディングカンパニーになることを目標に経営ビジョンを策定し、ケミカル品物流の現状と課題を解析把握、各々をDX（物流実務管理）で解決、ケミカル品物流プラットホームをお客様に提供し続けるビジネスモデルを提案している | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年7月22日三菱ケミカル物流株式会社取締役会で承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＤＸ推進宣言 | | 公表日 | ２０２４年　８月　１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 三菱ケミカル物流株式会社公式ホームページ  最新情報にて社外発表（ｐ．７～１０）  (https://www.mclc.co.jp/news/pdf/20240801.pdf) | | 記載内容抜粋 | 「DX推進宣言」にて、中期計画達成のためのＤＸ推進戦略を明示(p.7～p.9)、ケミカル品物流の特殊性を踏まえ以下を柱とする。  ・DX推進体制を強化、体制全体として、目標達成に必要なITリテラシーを業界No.1に持ち上げる  ・全社的にITリテラシーを向上、ローカルなDX推進の提案や、全社的なDX推進で活躍できる社員を育成する  ・ｵﾌｨｽﾜｰｸ自動化を推進、業務の自動化：効率化を推進し管理費比率の最も低い会社を目指す  ・車両の動態管理、自動配車、安全管理⇒プラットホーム化  ・倉庫管理システムの構築と周辺情報の活用⇒プラットホーム化  ・貿易システムの構築とトラッキング機能充実　⇒　貿易プラットホームの活用 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年7月22日三菱ケミカル物流株式会社取締役会で承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 三菱ケミカル物流株式会社公式ホームページ  最新情報にて社外発表（ｐ．１１、１２）  (https://www.mclc.co.jp/news/pdf/20240801.pdf) | | 記載内容抜粋 | 「DX推進宣言」に、戦略を推進する4つの役割別推進部署を含む全社推進体制を明示した(p.11)。具体的には、ＬＤＸプロジェクト（自社が主体性を持って、統合型輸送・倉庫実務管理システムの早期開発を目指す）、ﾋﾞｼﾞﾈｽﾄﾗﾝｽﾌｫｰﾒｰｼｮﾝ部（全社ＤＸ推進、業務改革、ＤＸ推進要員育成、ＩＣＴ関連総合管理、情報セキュリティ管理）、基幹システム部（全社的な基幹システム運用の支援および総合調整、社基幹システムの利活用の推進）、基幹システム統合プロジェクト（システム統合プロジェクトの実行とプロジェクト予算・スケジュール管理）である。これによりDX推進体制を強化する。また、全社ITリテラシーの向上目的に、ローカルDX推進の提案ができ、全社横断的DX推進プロジェクトで活躍できる社員を育成するための具体的方策として、以下４つのStepを推進する。　Step01　ITパスポート資格取得（ＩＴを活用するための基礎知識の習得）Step02 勉強会参加（各種ＩＴツールの知識を習得）Step03 IT利活用による業務効率化（自分の業務効率化や自部署の課題解決のためのアプリ開発、プログラミング活用）Step04　全社PJへの参画（事業として必要なシステムを社外関係者と一緒に構築）(p.12) |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 三菱ケミカル物流株式会社公式ホームページ  最新情報にて社外発表（ｐ．１３）  (https://www.mclc.co.jp/news/pdf/20240801.pdf) | | 記載内容抜粋 | 「DX推進宣言」の推進体制(p.11)で示した、ITシステム、デジタル技術開発の中心部署としてLDXプロジェクトを位置づける。  ・基幹システムでカバーできない倉庫・輸送実務管理機能、IoTデータ収集・加工機能を包括的にカバー  ・日本のケミカル品の法規・特殊性に柔軟に対応、パートナーへの展開（プラットホーム）も視野に入れた設計  ・三菱ケミカルグループのアプリケーション開発標準に準じた設計により、柔軟性、拡張性を担保  これらを満たす統合型輸送・倉庫実務管理システムを開発する。具体的な方策として、統合型輸送実務管理としては、車両動態、自動配車、ドライバー勤怠などのデータ活用、倉庫実務管理としては、倉庫データや検品・照合データの活用を、基幹システムと種々IoTデバイス情報や市民開発システムをクラウドサービスを活用し、連携させる(p.13) |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＤＸ推進宣言 | | 公表日 | ２０２４年　８月　１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 三菱ケミカル物流株式会社公式ホームページ  最新情報にて社外発表（ｐ．１４）  (https://www.mclc.co.jp/news/pdf/20240801.pdf) | | 記載内容抜粋 | 「DX推進宣言」の戦略・DX推進効果の可視化(p.10)に、DX推進活動の効果の定量化として、市民開発、業務システム導入、デリバリー業務効率化、勤怠管理効率化、動態管理・デジタコデータ活用、倉庫管理システム導入、ローリー配車システム導入活動の、プロセス毎の作業時間削減、工数削減、人役削減で、個別に評価し、①要員数最適化、労働生産性向上、従業員数、売上／人（利益／人）に関し、2030年度までに、2023年度比10%超の向上を目指す。また、②外部に支払うIT経費の抑制に関し、2025年～2030年に外部に払うＩＴ関連経費（起業費、保守・運営費）を2019年～2024年に対して15%削減する。成果と重要な成果指標(p.14)として、2021年～2025年度までの達成目標を、①ＤＸリテラシー向上/ＤＸ教育・リスキリング推進による要員育成指標②オフィスワーク自動化・効率化推進を継続、社内開発率の向上（市民開発）③ケミカル品のサプライチェーン全体を統合したシステムを構築(Transportation Management System,Warehouse Management System,貿易業務Trading System)に登用する社内SE要員数の三つの観点から指標を策定し、公表している |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２４年　８月　１日 | | 発信方法 | 三菱ケミカル物流株式会社公式ホームページ  最新情報にて社外発表（ｐ．３）  (https://www.mclc.co.jp/news/pdf/20240801.pdf) | | 発信内容 | 三菱ケミカル物流株式会社ＤＸ推進の方向性について、物流業界の2024年問題への対応、将来の持続可能な社会に向けた取り組みなどを、社員の意識改革・リスキリング、全社的ＤＸ推進に取り組むことにより構造改革を推し進め、社会課題に適切に対応し「安全・安定＆効率」物流を実現していくことを発信している |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２４年　４月頃　～　２０２４年　８月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」自己診断フォーマットver2.4に基づき自社診断を実施、DX推進ポータルのDX推進指標の手続きから提出済み（2024年8月19日受付番号 202408AH00001438) |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２３年　９月頃　～　２０２４年　６月頃 | | 実施内容 | 情報セキュリティ基本方針に基づき、定期的なセキュリティ維持活動を展開、また、2023年度セキュリティ監査を実施している（補足資料（6）サイバーセキュリティに関する対策.pdf 参照） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。